株主各位

（証券コード2990）
2025年６月12日
埼玉県上尾市今泉三丁目10番地11

株式会社 アイダ設計

代表取締役社長　會田　貞光

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年６月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

当社ウェブサイト
https://www.aidagroup.co.jp/ir/

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do

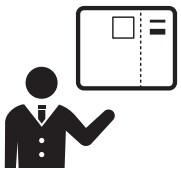
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

記

1 日　　時	2025年６月27日（金曜日）　午前10時
2 場　　所	埼玉県上尾市向山五丁目17-35-２F
3 株主総会の目的事項	報告事項　第45期(2024年４月１日から2025年３月31日まで) 事業報告、計算書類の内容ならびに会計監査人及び 監査役会の計算書類監査結果報告の件 決議事項　第１号議案　取締役９名選任の件 第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

ご注意
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の２つの方法がございます。
なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思があったものとお取り扱いいたします。

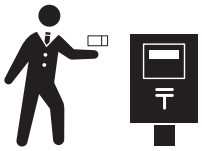


株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　　時

2025年６月27日（金曜日）午前10時



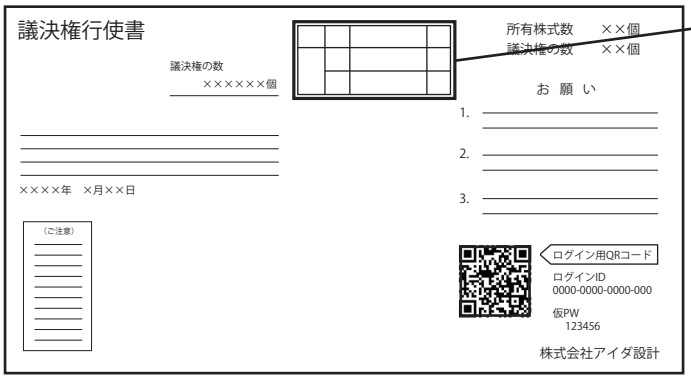
書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年６月26日（木曜日）午後６時までに到着

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらの議案の賛否をご記入ください。

第１・２号議案

- 全員賛成の場合　≫　「賛」の欄に〇印
- 全員反対の場合　≫　「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　　取締役９名選任の件

現在の取締役全員（８名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外取締役４名を含む、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	會田（あいだ）　貞光（さだみつ） （1951年１月１日生）	1981年１月　　当社代表取締役社長（現任） （現在当社代表取締役） 重要な兼職の状況 • 株式会社光大史　代表取締役	21,422,800株
2	會田（あいだ）　大輔（だいすけ） （1981年５月14日生）	2004年４月　　当社入社 2004年４月　　当社取締役 2007年６月　　当社執行役員 2013年６月　　当社常務執行役員 2017年６月　　当社常務取締役 2018年６月　　当社専務取締役 2019年６月　　当社代表取締役専務取締役（現任） （現在当社代表取締役専務取締役管理本部長） 重要な兼職の状況 • 愛誼達建築設計（上海）有限公司　董事 • 株式会社光大史　取締役	1,212,400株
3	阿部（あべ）　真寿美（ますみ） （1963年９月24日生）	2004年８月　　当社入社 2014年８月　　当社総合管理室長 2016年６月　　当社執行役員 2017年６月　　当社取締役 2018年６月　　当社常務取締役 2019年６月　　当社専務取締役（現任） （現在当社専務取締役総合管理室担当） 重要な兼職の状況 • 愛誼達建築設計（上海）有限公司　董事	0株

候補者番号	氏名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ときた　せいいちろう 時田　清一郎 （1965年６月22日生）	2003年３月　当社入社 2004年４月　当社執行役員 2006年６月　当社取締役 2007年６月　当社執行役員 2017年６月　当社取締役（現任） （現在当社取締役建設本部長） 重要な兼職の状況 • 株式会社光大史　取締役	81,800株
5	まつお　よしのり 松尾　能典 （1967年10月27日生）	1994年６月　当社入社 2004年４月　当社執行役員 2004年10月　当社取締役 2005年６月　当社執行役員 2006年３月　当社執行役員 2010年７月　当社執行役員 2024年１月　当社執行役員（現任） （現在当社執行役員営業本部長）	13,700株
6	かわむら　たつろう 川村　達郎 （1948年４月16日生）	1971年３月　野田合板株式会社入社 （現　株式会社ノダ） 1998年２月　株式会社ノダ　海外担当取締役 2001年11月　株式会社ノダ 常務取締役建材事業部長 2009年４月　PT.SURA INDAH WOOD INDUSTRIES 出向 2014年２月　株式会社ノダ退社 2017年６月　当社取締役（現任）	0株

候補者番号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	岩井（いわい）　克己（かつみ） （1954年４月20日生）	1978年４月　法務省公安調査庁入庁 1989年４月　在チェコスロバキア日本大使館 一等書記官 1996年４月　法務省和歌山公安調査事務所　所長 2012年４月　法務省公安調査庁近畿公安調査局　局長 2013年４月　法務省公安調査庁関東公安調査局　局長 2015年４月　株式会社マイスター60　センター長 2015年４月　日本危機管理学会　理事（現任） 2015年４月　全国公友会　理事（現任） 2015年11月　倉敷芸術科学大学　客員教授 2017年６月　当社取締役（現任） 2018年７月　警備保障タイムズ株式会社 顧問（現任） 2019年１月　株式会社JPリサーチ＆コンサルティング 顧問 2020年４月　倉敷芸術科学大学　客員教授 2023年10月　水戸家庭裁判所土浦支部　家事調停委員 （現任）	0株
8	川村（かわむら）　益之（ますゆき） （1953年11月11日生）	1972年４月　株式会社日本交通公社入社 （現　株式会社JTB） 1993年４月　株式会社JTBモチベーションズ 代表取締役社長 2005年10月　株式会社JTB法人東京　常務取締役 2008年６月　株式会社JTB　執行役員 兼 株式会社JTB法人東京　代表取締役社長 2012年４月　株式会社JTBコーポレートセールス 代表取締役社長 2012年６月　株式会社JTB　常務取締役兼執行役員 2012年10月　MICE国際競争力強化委員会　委員 2014年６月　株式会社JTB事業創造　代表取締役社長 2014年６月　社団法人ショッピングツーリズム協会 理事 2015月６月　千葉商科大学　人間社会学部 特命教授 2016年10月　株式会社JCBトラベル　代表取締役社長 2018年６月　株式会社JTB退社 2018年７月　株式会社JTBコミュニケーションデザイン シニアコンサルタント（現任） 2018年10月　株式会社ゴンドラ　顧問（現任） 2018年10月　株式会社リーゴ　顧問 2022年６月　当社取締役（現任）	0株

候補者番号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	東目（とうめ）　拓也（たくや） （1986年１月７日生）	2011年12月　弁護士登録 2012年１月　弁護士法人北浜法律事務所 （東京事務所）　入所 2015年４月　日本取引所自主規制法人　上場管理部 出向 2016年10月　弁護士法人北浜法律事務所 （東京事務所）　復帰 2022年６月　当社取締役（現任） 2023年３月　株式会社ショーケース　監査役	0株

（注）１．候補者松尾能典は新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．阿部真寿美の戸籍上の氏名は、岡田真寿美です。
４．社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
（１）川村達郎氏、岩井克己氏、川村益之氏及び東目拓也氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
（２）社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
川村達郎氏につきましては、株式会社ノダにおいて、長年にわたり企業経営者として活躍され、幅広い識見と豊富な経験を有しております。広範かつ高度な視野で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等適切なアドバイスを行っていただくとともに、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名・報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
岩井克己氏につきましては、法務省公安調査庁において近畿公安調査局局長、関東公安調査局局長と要職を歴任され、豊富な経験と高度な専門的識見を有しております。広範かつ高度な視野で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等適切なアドバイスを行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
川村益之氏につきましては、株式会社ＪＴＢにおいて新規事業開発、専門性の高い会社設立に携わられ、またその後もさまざまな業種の会社の設立・経営に関わっており、企業経営者として豊富な経験を有しております。広範かつ高度な視野で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等適切なアドバイスを行っていただくとともに、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名・報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
東目拓也氏につきましては、会社法・金融商品取引法やコーポレートガバナンスを専門とした弁護士として、さまざまな企業法務に携わっており、高度な専門的識見を有しております。広範かつ高度な視野で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等適切なアドバイスを行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としました。
（３）川村達郎氏、岩井克己氏、川村益之氏及び東目拓也氏は現在、当社の社外取締役でありますが、川村達郎氏、岩井克己氏の在任期間は本総会の終結の時をもって８年、川村益之氏、東目拓也氏の在任期間は本総会の終結の時をもって３年となります。
５．当社は、各社外取締役候補者との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第29条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、各社外取締役候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、各候補者との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しております。会社法第430条の２第１項第１号の費用と同項第２号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容としており、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　　監査役１名選任の件

監査役森中剛氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	森中（もりなか）　剛（ごう） （1977年９月17日生）	2003年10月 2006年10月 2011年１月 2019年10月 2020年７月 2021年６月	福岡地方裁判所裁判官任官 弁護士登録 金子法律事務所設立 弁護士法人金子法律事務所設立 森中法律事務所設立 弁護士法人法律事務所オーセンス入所 （現　弁護士法人Authense法律事務所） 当社　監査役（現任）	0株

（注）１．監査役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

２．社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。

（１）森中剛氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

（２）社外監査役候補者とした理由

森中剛氏につきましては、既に当社の社外監査役として弁護士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で適切な意見をいただいており、今後も引き続き適切な監査をお願いできるものと判断し、社外監査役といたしました。

（３）当社の社外監査役に就任してからの年数（本総会の終結の時まで）

森中剛氏　４年

３．監査役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は、森中剛氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第39条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

森中剛氏が監査役に再任され就任した場合には、当社は、森中剛氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

４．当社は、森中剛氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しております。会社法第430条の２第１項第１号の費用と同項第２号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容としており、森中剛氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、森中剛氏の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（添 付 書 類）

第45期報告書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

事業報告
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
会計監査人監査報告書
監査役会監査報告書

株式会社アイダ設計

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、インバウンド消費の回復や企業設備投資の増加など、経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、円安や物価高による個人消費の停滞に加え、海外経済の減速や地政学リスクの高まりが、景気の下振れ要因となる懸念は払拭されず、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する住宅業界におきましては、建設資材や人件費の高騰、金利上昇の影響を受け、国土交通省が公表する2024年の新設住宅着工戸数は、リーマンショック直後の2009年以降15年ぶりの80万戸割れとなるなど、厳しい状況にありました。当社の主力商品である分譲住宅及び持家の着工戸数に関しても減少傾向が続いており、厳しい事業環境となっております。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、2025年３月31日現在、92店舗体制で営業販売活動に注力しております。土地の仕入れから測量・設計・施工・アフターサービスまで、自社一貫体制によるメリットを活かしたコストダウンを追求しながら、高品質な住宅をお求めやすい価格帯で提供しております。

この結果、当事業年度の売上高は62,197百万円（前年同期比7.5％増）、営業損失は664百万円（前年同期は営業利益818百万円）、経常損失は1,140百万円（前年同期は経常利益301百万円）、当期純損失は572百万円（前年同期は当期純利益1,442百万円）となりました。

（２）設備投資の状況

地域密着型店舗網の更なる構築のために店舗の出店や業務部門の地域別の拠点の整備を行い、設備投資の総額は、147百万円となりました。

（３）資金調達の状況

運転資金及び販売用不動産の購入のため、8,180百万円を金融機関より長期借入いたしました。

（４）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

（５）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

（６）吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

（７）他の会社の株式その他の持ち分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

（８）対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 人材の確保及び育成

当社グループでは、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の継続的な成長のための優秀な人材の確保・育成を重要な課題と認識しております。

新卒社員に関しては、集中したＯＦＦ－ＪＴにおいて、初歩的なビジネスマナー習得から企業の社

会的責任の教育に至るまで研修を行い、企業人としての自覚と責任感を持った社員となるよう、育成を図ってまいります。即戦力の中途社員に関しても、ＯＪＴで当社の体制の教育を行い、業務の流れとともに当社社員としての意識啓発を推進してまいります。

② 仕入れの安定化と原価削減

分譲事業の要となる用地の仕入れに関しては、土地情報の入手先を拡大し、さまざまな土地情報の集積を行っております。選定にあたっては仕入基準を厳格化し、価格と質の両方を妥協せず、より厳選して用地の仕入れを行ってまいります。

また、住宅の建築における建材の仕入れや施工の外注に関しても、スケールメリットを活かした一括発注、部材の変更などの措置を講じ、徹底的かつ継続的なコストダウンを図ってまいります。

③ アフターサービス体制

自社でアフターサービスやリフォームの部署を抱え、10年点検等の定期点検や35年保証を実施し、アフターサービス体制の充実を図っております。アフターサービスを自社で対応していることから、責任を持った対応を行うことが可能となっております。

また、工事・設計工程へのフィードバックが自社内で容易に行えるため、お客様の要望・依頼等を迅速に反映し、より丈夫で長持ちする住宅への品質改善を図ってまいります。

④ 販売政策

当社グループは自社販売体制と業者販売体制の両立を行い、効率的な販売体制の構築に努めております。

注文事業の住宅販売はお客様の要望等が多いため、自社販売体制で行っております。より親身に、より確かに、お客様の理想の住まいを実現させるため、自社の営業社員だけでなく、設計や建築に携わる社員も一体となり、お客様の住まいづくりをサポートしてまいります。

分譲事業は、委託する仲介業者を厳選し、販売費の増加を抑制しつつ、販売網の拡大を行えるようバランスの取れた体制を整えてまいります。また、コンセプト商品や住宅付帯設備の追加によって付加価値を向上させ、商品力の強化を図ります。

⑤ 関連事業による本業の拡充

当社グループは自社一貫体制として、プレカットを受け持つ部門やローン代理、保険代理店業務等の部門も有しており、メイン事業以外の部門においても、一定の収益を確保しております。

これらは、住宅建設用資材のプレカットや住宅ローンの代理手続、住宅用火災保険の取扱い等、さまざまな面からメイン事業のサポートを行い、事業の一層の拡大を図ってまいります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

継続企業の前提に関する重要事象等については、次のとおり当事業年度末においては解消したと判断しております。

当社グループは、前々事業年度より連続して営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上していたこと、また手元資金に対して有利子負債額が高水準な状況にあったことから継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が生じておりました。

しかしながら、当該重要事象等を解消するために、大幅な価格変更を行い在庫の販売強化に取り組んだ結果、当事業年度において、分譲事業売上は、前事業年度より5,837百万円増加いたしました。また棚卸資産については前事業年度から14,315百万円減少し、当事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローは13,941百万円と大幅なプラスとなりました。また、現金及び預金残高は9,898百万円となり、有利子負債額30,389百万円に対する手許資金の水準は大きく改善されたと判断しております。

以上をふまえ、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、現時点において存在してないものと判断し、「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載を解消いたしました。

今後も以下の施策を通し業績の回復を図ってまいります。

当社グループは、安定したキャッシュ・フローを産み出すために、担保に供していない販売用不動産を優先的に価格変更など実施し、販売強化に取り組んでまいります。また、新規の土地の仕入

については、厳選して行い、業務フローの見直しにより工期を短縮することで、在庫回転率の改善に取り組んでおります。

（9）財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	2021 年度 第　42　期	2022 年度 第　43　期	2023 年度 第　44　期	2024 年度 第　45　期
売　　上　　高	61,992	56,325	57,842	62,197
経常利益又は経常損失（△）	1,471	△1,829	301	△1,140
当期純利益又は当期純損失（△）	880	△2,120	1,442	△572
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	23.32	△57.36	39.24	△15.57
総　　資　　産	59,456	66,826	66,865	54,880
純　　資　　産	13,507	10,908	12,389	11,796
１株当たり純資産（円）	357.88	296.73	337.03	320.90

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
２．１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
３.2021年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、2021年度以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

（１０）主要な事業内容

（2025年３月31日現在）

事　　業	主要製品及び事業内容
分譲事業	建売住宅及び土地の売買
注文事業	注文住宅の建築請負
その他	木造住宅をはじめ、非住宅建築物や福祉施設等の大型木造建築物のプレカット、既存客のリフォーム工事やメンテナンス依頼の請負、当社住宅を購入されるお客様のローン手続の補佐及びアドバイザー業務、火災保険や地震保険といった住宅に掛ける保険の代理店業務

（１１）主要な営業所および工場

（2025年３月31日現在）

当社の主要な営業所及び工場は以下のとおりです。

名　　称		所　在　地	
本　社	：	埼玉県上尾市今泉三丁目10番地11	
主要店舗	：	上尾	（埼玉県）
		船橋	（千葉県）
		高崎	（群馬県）
		相模原モデル	（神奈川県）
		宇都宮モデル	（栃木県）
		足立モデル	（東京都）
		牛久	（茨城県）
		新潟	（新潟県）
		郡山	（福島県）
		名古屋熱田	（愛知県）
		静岡モデル	（静岡県）
		仙台泉	（宮城県）
		甲府	（山梨県）
		沖縄豊見城	（沖縄県）
		長野モデル	（長野県）
		大垣モデル	（岐阜県）
		新宮モデル	（福岡県）
		熊本	（熊本県）
		佐賀モデル	（佐賀県）
		鹿児島	（鹿児島県）
		鈴鹿モデル	（三重県）
		京都	（京都府）
		大阪天満	（大阪府）
		福山	（広島県）
工　場	：	坂東	（茨城県）

（１２）子会社の事業所

（2025年３月31日現在）

愛誼達建築設計（上海）有限公司	上海市合川路2679号虹橋国際商務広場A座203室
AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.	11th Floor Zuellig Building Makati Avenue Corner Paseo de Roxas Makati City

（１３）重要な子会社の状況

（2025年３月31日現在）

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
愛誼達建築設計（上海）有限公司	700千（USD）	100%	建築ＣＡＤ作成、構造ＣＡＤ作成、建築確認申請書類作成、室内装飾設計
AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.	93,494千（PHP）	100%	（注）

（注）2020年８月13日開催の当社の取締役会において事業廃止の決議、及び2022年２月22日開催の当社の取締役会において会社清算の決議を行っており、事業を行っておりません。

（１４）従業員の状況

（2025年３月31日現在）

区分	従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
男性	715	42（減）	43歳９か月	８年７か月
女性	314	28（減）	42歳３か月	10年３か月
合計	1,029	70（減）	43歳４か月	９年１か月

（注）従業員数には使用人兼務取締役を含み、出向者、パートは除いております。

（１５）主要な借入先および借入額

（2025年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
㈱武蔵野銀行	2,772 百万円
㈱福島銀行	2,148
㈱千葉銀行	1,942
㈱三菱UFJ銀行	1,188
日本政策金融公庫	1,110
平塚信用金庫	1,068
㈱沖縄銀行	1,001

（１６）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

２．会社の株式に関する事項

（１）株式の状況

（2025年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　76,800,000株

② 発行済株式総数　37,742,700株

③ 株主数　48名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
會田　貞光	21,422,800 株	58.27 %
㈱光大史	11,390,300	30.98
會田　大輔	1,212,400	3.29
アイダ設計社員持株会	1,101,663	2.99
尾島　努	377,900	1.02
會田　悠翔	245,000	0.66
會田　翼麻	245,000	0.66
吉澄　満子	114,600	0.31
時田　清一郎	81,800	0.22
関根　崇	50,000	0.13
千井野　梨絵	50,000	0.13

（注）持株比率は自己株式（982,974株）を控除して計算しております。

（２）その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

（３）会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

３．会社役員に関する事項

（１）取締役および監査役の氏名等

（2025年３月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
會田　貞光	代表取締役社長 指名・報酬諮問委員	事業本部長 ㈱光大史 代表取締役
會田　大輔	代表取締役専務取締役	管理本部長 ㈱光大史 取締役 愛誼達建築設計（上海）有限公司 董事
阿部　真寿美	専務取締役	総合管理室長 愛誼達建築設計（上海）有限公司 董事
時田　清一郎	取締役	社長室担当 兼 営業本部営業部（千葉）担当 ㈱光大史 取締役
川村　達郎	取締役 指名・報酬諮問委員長	―
岩井　克己	取締役	日本危機管理学会 理事 全国公友会 理事 警備保障タイムズ㈱ 顧問 水戸家庭裁判所土浦支部 家事調停委員
川村　益之	取締役 指名・報酬諮問委員	㈱JTBコミュニケーションデザイン シニアコンサルタント ㈱ゴンドラ 顧問
東目　拓也	取締役	弁護士（弁護士法人北浜法律事務所 所属）
堀越　佳孝	常勤監査役	愛誼達建築設計（上海）有限公司 監事
佐藤　紀彦	監査役	公認会計士、税理士（佐藤紀彦税理士公認会計士事務所 代表） 学校法人東京聖栄大学 監事
森中　剛	監査役	弁護士（弁護士法人Authense法律事務所 所属）

（注）１．阿部真寿美の戸籍上の氏名は、岡田真寿美です。

２．取締役川村達郎氏、岩井克己氏、川村益之氏、及び東目拓也氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

３．監査役佐藤紀彦氏及び森中剛氏の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

４．取締役東目拓也氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．監査役佐藤紀彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

６．監査役森中剛氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

７．2024年６月27日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役は以下のとおりであります。

氏名	退任時の地位	担当及び重要な兼職の状況	退任年月
齊藤眞	取締役	営業部（九州）担当	2024年６月27日
下口崇	取締役	営業部（近畿）担当	2024年６月27日

（２）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年２月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。取締役の報酬は、当社の持続的な企業価値の発展を実現するにふさわしい報酬であることを方針としており、報酬額については、業界水準、役位、職責その他会社の業績等を総合考慮し、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の審議を経て、決定いたします。なお、取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

監査役の個人別の報酬額は、監査役の協議において決定いたします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2013年６月25日開催の第33期定時株主総会において年額1,000,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。

監査役の金銭報酬の額は、2013年６月25日開催の第33期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個別報酬は、その決定を代表取締役社長に委任する旨を、指名・報酬諮問委員会で審議された上、取締役会がその答申を受けて決定し、代表取締役社長會田貞光が決定方針を考慮し、取締役の個別報酬額を決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績目標の達成状況や成果等について、代表取締役社長が最も適切に評価できると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	421 (16)	421 (16)	―	―	10 （４）
監査役 （うち社外監査役）	25 （４）	25 （４）	―	―	3 （２）
合計	446 (20)	446 (20)	―	―	13 （６）

（注）上記の取締役の報酬等の総額及び員数には、2024年６月27日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

（3）社外役員に関する事項

① 社外役員の活動状況等

区分	氏名	他の法人等の社外役員の兼務状況	主な活動状況
取締役	川村　達郎	―	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、議案や審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当期開催の指名・報酬諮問委員会１回に出席し、指名・報酬に係る取締役会の適正な経営判断、説明責任の強化に寄与しております。
取締役	岩井　克己	日本危機管理学会 理事 全国公友会 理事 警備保障タイムズ㈱ 顧問 水戸家庭裁判所土浦支部 家事調停委員	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、議案や審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	川村　益之	㈱JTBコミュニケーションデザイン シニアコンサルタント ㈱ゴンドラ 顧問	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、議案や審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当期開催の指名・報酬諮問委員会１回に出席し、指名・報酬に係る取締役会の適正な経営判断、説明責任の強化に寄与しております。
取締役	東目　拓也	―	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、議案や審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐藤　紀彦	学校法人東京聖栄大学 監事	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	森中　剛	―	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第１項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

(a) 取締役　川村達郎

株式会社ノダの経営者として活躍され、海外赴任も経験されているその幅広い見識と豊富な経験から、会社経営をはじめとするさまざまな分野において、積極的な指摘・助言を行っております。また、指名・報酬諮問委員長として事務局を指揮し、委員会での審議進行を行い、その結果について取締役会へ上程及び報告を行っております。

(b) 取締役　岩井克己

法務省公安調査庁において要職を歴任され、また、企業危機管理コンサルタントとして活躍されているその豊富な経験と高度な専門的識見から、リスク管理をはじめとするさまざまな分野において、積極的な指摘・助言を行っております。

(c) 取締役　川村益之

株式会社JTBグループの経営者として活躍されたその幅広い見識と豊富な経験から、会社経営をはじめとするさまざまな分野において、積極的な指摘・助言を行っております。また、指名・報酬諮問委員として、企業経営者とは異なる立場からの提案や議論を行っております。

(d) 取締役　東目拓也

弁護士資格を持ち、その高度な知識と豊富な経験から、法務分野をはじめとするさまざまな分野において、積極的な指摘・助言を行っております。

（４）責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第29条第２項及び定款第39条第２項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役並びに監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める限度額とする責任限定契約の締結をしております。

（５）補償契約の内容の概要

取締役會田貞光、取締役會田大輔、取締役阿部真寿美、取締役時田清一郎、取締役川村達郎、取締役岩井克己、取締役川村益之、取締役東目拓也、監査役堀越佳孝、監査役佐藤紀彦、及び監査役森中剛は、当社と会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

（６）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

４．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称

和泉監査法人

（２）報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　30,000千円

（３）会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性及び報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査し、審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

（４）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

（５）責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第44条第２項の規定に基づき、会計監査人との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める限度額とする責任限定契約の締結をしております。

５．会社の体制および方針

（１）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の基本方針を以下のように定めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会については、取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保しております。

取締役会は、月１回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を出席させ、法令定款違反行為を未然に防止しております。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちにリスク管理委員会事務局に報告するものとし、リスク管理委員会において、発生事実の確認及び分析、再発防止の具体的な対応策を検討し、必要に応じた社内体制の改善が図られることとなっております。また当社は、取締役会の諮問機関として各取締役の指名・報酬に係る独立性・客観性を強化するため過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置し、取締役の指名及び報酬等について諮問を受け協議を行い取締役会へ答申しております。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、当社で設置している内部通報制度を利用することが可能になっております。コンプライアンスリスク等の発現を未然に防止するため、リスク管理委員会等の体制を構築しており、全社的にコンプライアンスに対しての意識を高めております。

また、年１回以上行っている当社全従業員が出席する全体会議において、役員等が法令遵守事項、定款・規程遵守事項などを説明し、コンプライアンス、コーポレートガバナンスに対しての意識を高めております。

③ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社においても、当社同様、内部通報制度を設置しており、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保しております。

また、内部監査室による業務監査を年１回以上行っており、コンプライアンスの観点の監査も行い、コンプライアンスへの適合状況をチェックする体制を構築しております。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を含む経営情報については、文書管理規程に則り、各業務担当部署又は総務部において、適正な保存及び管理を行うこととしております。

保存されている書類については、取締役及び監査役は常時閲覧可能としております。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、リスク管理規程に則り、各部署長をリスク管理責任者として、部署内のリスク管理をするとともに、リスク管理委員会を設置し、各部署において発生するリスク、発生し得るリスクについて対応策を講じる体制となっております。

万が一損失が発生した場合、リスク管理責任者の報告や内部通報制度によって、早急な状況把握ができるようになっており、リスク管理委員会において、発生事実の確認及び分析、再発防止のための具体的な対応策を検討し、必要に応じた社内体制の改善が図られることとなっております。

また、上記のリスク管理体制の適用範囲には子会社も含めており、当社グループ全体の業務の適正化を図っております。

⑥ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程の方針に基づき、子会社経営の効率性確保のための体制を構築しております。

⑧ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規程及び関係会社管理事項細

則に基づき、事前に当社と協議をし、承認を得る体制をとっております。
　また、業績については定期的に当社に報告するものとしております。
⑨ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当社及び子会社においては内部通報制度を設置しており、業務における適正の確保に努めております。
　また、前記②の全体会議に子会社役員も出席をし、グループ全体の業務適正を確保するよう、意識を高めております。
　当社総合管理室が子会社管理を統括しており、詳細な業務管理については、関連業務のある各部署が行っております。業務内容については、適時打ち合わせを行い、密接な連携を取ることにより、適正な業務運営の確保に努めております。
⑩ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役室に必要とされる人員を配置し、監査業務を補助すべき使用人とすることとしております。
⑪ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
　監査役室所属使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、懲罰については監査役会に相談し、意見を求めることとしております。
⑫ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役の職務を補助すべき使用人には、職務に必要な知識・能力を備えた者を配置することとし、必要な会議への出席（監査役等の代理出席を含む）、必要な調査権限・情報収集権限を付与するとともに、内部監査部門をはじめとする執行側各部署の協力体制を確保することとしております。
⑬ 取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
　取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告することとしております。
　当社で設置している内部通報制度については、監査役の求めに応じて、所管部門から間接的に報告することとしております。
　また、取締役及び使用人は監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明をすることとしております。
　子会社の役員等及び使用人からの報告については、当該子会社の執行部門や所管部署等を経由して、当社監査役に報告することとしている上、必要に応じて当社監査役に直接報告するものとしております。
⑭ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の報告及び説明をすることとする旨規定しており、そのことにより、人事上の不利益な処分は行わないこととしております。
⑮ 監査役の職務の執行について生ずる監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
　会社法第388条の規定に従い、処理するものとしております。
　通常の監査費用については、監査役会の監査計画書に基づき予算化したものの提出を受け、協議の上決定しております。
　また、有事における監査費用についても、必要に応じ処理する方針としております。
⑯ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　取締役及び使用人は、監査役監査の重要性と有用性を認識及び理解し、監査が実効的に行われる体制をとることとしております。
　代表取締役、監査法人、監査役会は、それぞれ定期的に意見交換会を開催する体制をとることとしております。
　内部監査室は、監査役会と緊密に連携する体制をとることとしております。

必要な場合、専門家（弁護士、税理士等）と監査役会は、意思疎通を図ることのできる体制にしております。

公益社団法人「日本監査役協会」に加入し、監査役の知識、技量の確立を図ることのできる体制にしております。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会を15回開催し、各取締役は法令又は定款等に定められた事項及び経営上重要な事項について審議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

② 監査役会を16回開催し、社外監査役を含む各監査役は監査方針、監査計画に基づき、取締役会を含む重要な社内会議への出席や代表取締役との面談、業務執行に関する重要な文書の閲覧等を通じて取締役の職務執行、法令、定款等への順守状況について監査を行っております。

③ 内部監査室は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の各部門について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

④ 子会社の業務運営、経営管理の適正を確保するため、関係会社管理規程及び関係会社管理事項細則に基づき、子会社からの事前承認、報告を受ける体制を整備し、運用を行っております。

また、月１回開催する取締役会において、子会社管理を統括している総合管理室から経営状況の報告を受け、現状の把握を行っております。

（３）会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（４）その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流動資産	44,126	**流動負債**	32,858
現金及び預金	9,898	電子記録債務	161
営業未収入金	259	営業未払金	4,583
契約資産	278	短期借入金	12,968
販売用不動産	15,926	1年内返済予定長期借入金	7,379
仕掛販売用不動産	16,656	1年内償還予定社債	180
未成工事支出金	454	リース債務	23
原材料及び貯蔵品	115	未払金	664
前渡金	71	未払費用	388
前払費用	403	契約負債	4,594
その他	72	預り金	613
貸倒引当金	△13	賞与引当金	92
		訴訟損失引当金	32
		工事損失引当金	31
		その他	1,144
固定資産	10,754	**固定負債**	10,226
有形固定資産	8,703	社債	290
建物	2,092	長期借入金	9,539
構築物	145	長期未払金	97
機械装置	156	長期預り保証金	3
車両運搬具	4	完成工事補償引当金	193
工具器具備品	48	関係会社清算損失引当金	54
土地	6,256	リース債務	8
		資産除去債務	38
		負　債　合　計	43,084
無形固定資産	19	（純 資 産 の 部）	
ソフトウェア	19	**株主資本**	11,725
		資本金	100
投資その他の資産	2,031	**資本剰余金**	468
投資有価証券	209	資本準備金	352
出資金	76	その他資本剰余金	116
関係会社出資金	81	**利益剰余金**	11,496
長期貸付金	119	利益準備金	4
長期前払費用	139	その他利益剰余金	11,492
繰延税金資産	159	固定資産圧縮積立金	189
その他	1,495	別途積立金	13
貸倒引当金	△249	繰越利益剰余金	11,288
		自己株式	△340
		評価・換算差額等	70
		その他有価証券評価差額金	70
		純　資　産　合　計	11,796
資　産　合　計	54,880	**負債・純資産合計**	54,880

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		62,197
売上原価		52,854
売上総利益		9,342
販売費及び一般管理費		10,006
営業損失（△）		△664
営業外収益		
受取利息及び配当金	11	
紹介料収入	214	
その他	74	300
営業外費用		
支払利息	669	
その他	108	777
経常損失（△）		△1,140
特別利益		
固定資産売却益	476	
その他	30	507
特別損失		
固定資産除却損	2	
その他	21	24
税引前当期純損失（△）		△657
法人税、住民税及び事業税	22	
法人税等調整額	△108	△85
当期純損失（△）		△572

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本余剰金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
2024年４月１日残高	216	352	－	352	4	212	13	11,856
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								△18
当期純損失								△572
減資	△116		116	116				
固定資産圧縮積立金の取崩						△23		23
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	△116		116	116		△23		△567
2025年３月31日残高	100	352	116	468	4	189	13	11,288

（単位：百万円）

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2024年４月１日残高	12,087	△339	12,316	72	12,389
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△18		△18		△18
当期純損失	△572		△572		△572
減資			－		－
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－		－
自己株式の取得		△0	△0		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				△2	△2
事業年度中の変動額合計	△590	△0	△591	△2	△593
2025年３月31日残高	11,496	△340	11,725	70	11,796

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券　…　償却原価法（定額法）

②　関係会社株式及び関係会社出資金　…　総平均法による原価法

③　その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 総平均法による原価法

（２）通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準及び評価方法

①　販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

②　原材料 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

③　貯蔵品 …… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）　…　定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。また、2007年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）　…　定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金 …… 営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

（３）工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれるものについて、その損失見込額を計上しております。

（４）訴訟損失引当金 …… 係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

（５）完成工事補償引当金 …… 補償工事による費用に備えるため、実績率により補償見積額を計上しております。

（６）関係会社清算損失引当金 …… 子会社のAIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.の清算に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、主要な事業として分譲事業、注文事業を行っており、これらの事業から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・分譲事業

分譲事業においては、戸建分譲及び土地分譲を行っており、顧客との不動産販売契約に基づき物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、当該引渡し時点において収益を認識しております。

・注文事業

注文事業においては、主に戸建住宅の建築請負工事を行っており、顧客との建物請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。当該履行義務は工事の進捗に応じて充足されると判断し、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　… 資産に係る控除対象外消費税のうち固定資産に関するものは、投資その他の資産の「その他」に計上し５年間で均等償却を行っており、それ以外のものは、発生年度の期間費用としております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(２)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

１．請負工事契約における収益認識

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

（百万円）

	当事業年度
売上高	1,047

（注）上記の金額は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識された収益のうち、事業年度末時点で未完成・未引渡しの工事契約（原価回収基準の適用を除く）を対象として記載しております。

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

注文事業の建物請負工事契約において、期間がごく短い工事契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事原価総額は、着工時において予期し得なかった事象の発生、資材及び外注費等に係る市況の変動等による影響を継続的に反映させております。したがって、当該見積りに変更が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

２．販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価
（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

（百万円）

	当事業年度
販売用不動産	15,926
仕掛販売用不動産	16,656

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しており、事業計画等に基づき算定された正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には棚卸資産評価損を計上しております。
正味売却価額は、景気動向、金利の変化、不動産関連税制や金融関連法制の変更など将来の不確実な条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産評価損を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

１．担保提供資産に関する事項
下記の資産は、長期借入金（１年内返済予定長期借入金含む）15,983百万円、短期借入金12,152百万円及び営業未払金427百万円の担保に供しております。

販売用不動産	6,617百万円
仕掛販売用不動産	10,144百万円
建物	1,654百万円
土地	5,281百万円
投資有価証券	120百万円
定期預金	240百万円
計	24,058百万円

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として投資その他の資産のその他953百万円を供託しております。

２．有形固定資産の減価償却累計額　4,114百万円

３．偶発債務
住宅購入者のつなぎ融資に対して債務保証を行っております。
210百万円

４．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	136百万円

５．当社は資金調達の効率的な調整を行うため、取引金融機関14行と当座貸越契約及びコミットメント契約を締結しております。当事業年度における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	10,228百万円
借入実行残高	5,754百万円
差引額	4,473百万円

損益計算書に関する注記

１．　関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	247百万円
販売費及び一般管理費	34百万円

２．　顧客との契約から生じる収益の額　　62,140百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　37,742,700株

２．当事業年度末の自己株式の数

普通株式　　982,974株

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月27日 定時株主総会	普通株式	18	0.5	2024年３月31日	2024年６月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

当事業年度に属する配当は、無配のため該当事項はありません。

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	564　百万円
貸倒引当金	90　百万円
賞与引当金	31　百万円
完成工事補償引当金	66　百万円
減価償却超過額及び減損損失	508　百万円
その他	93　百万円
繰延税金資産小計	1,354　百万円
評価性引当額	1,057　百万円
繰延税金資産合計	296　百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△99　百万円
その他有価証券評価差額金	△35　百万円
その他	△3　百万円
繰延税金負債合計	△137　百万円
繰延税金資産の純額	159　百万円

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入れによる方針です。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である電子記録債務及び営業未払金は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達です。ファイナンス・リース取引によるリース債務は、設備投資に係る資金調達です。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません（（注）参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び営業未収入金、電子記録債務、営業未払金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（１）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	201	201	－
（２）長期貸付金	119		
貸倒引当金（*1）	△111		
	7	7	－
資産計	209	209	－
（１）社債（*2）	470	463	△6
（２）長期借入金（*3）	16,919	16,866	△52
（３）リース債務（*3）	32	31	△1
負債計	17,421	17,361	△60

（*1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2）１年内償還予定の社債を含んでおります。

（*3）１年内返済予定額を含んでおります。

（注）市場価格のない株式等

非上場株式8百万円については、「（１）有価証券及び投資有価証券」に含まれておりません。

賃貸等不動産に関する注記

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

（１）賃貸等不動産の概要

当社は、首都圏及びその他の地域において、賃貸用のマンション、ビル、駐車場等を有しております。

（２）賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
1,329	△487	841	855

（注１）貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）主な変動

減少は減価償却費　15　百万円

売却　472　百万円

（注３）時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。また、契約により取り決められた売却価額がある場合には、当該売却予定価額を時価としております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称又は氏　名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　　目	期末残高
役員及びその近親者	會田貞光	（被所有）直接58.27	当社代表取締役社長	注文住宅の建築請負（注１）	15（注２）	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）取引価格については、同期間に契約・引き渡しされた類似の案件と同水準の利益が確保されることを勘案し決定しております。

（注２）建設工事の請負の取引金額には、工事進行基準による完成工事高を記載しております。なお、工事請負契約に係る契約金額は64百万円（税抜）であります。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

一株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　320円　90銭

１株当たり当期純損失　15円　57銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社アイダ設計
　取締役会　御中

和泉監査法人
東京都新宿区

代　表　社　員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	加藤　雅之
代　表　社　員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	飯田　博士
業 務 執 行 社 員	公認会計士	植田　幹郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイダ設計の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載

内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明する

ことが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員等より職務の執行状況について報告を受け、事業の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社アイダ設計　監査役会

常勤監査役　堀　越　佳　孝 ㊞

監　査　役　佐　藤　紀　彦 ㊞

監　査　役　森　中　剛 ㊞

（注）監査役佐藤紀彦、及び森中剛は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　埼玉県上尾市向山五丁目17-35-2F

